

令和6年
11月1日施行

福岡県の



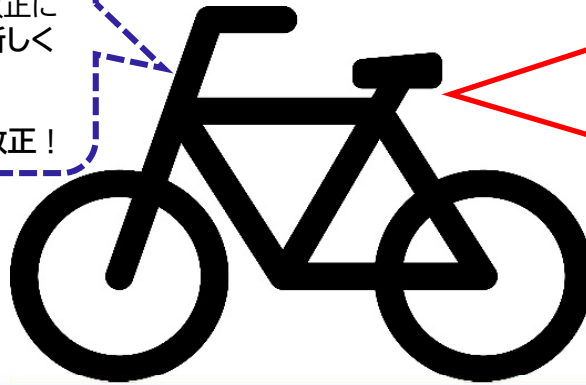
飲酒運転撲滅条例※が改正!

※ 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

自転車 を 酒気帯び運転 すると “違反者” または “準違反者” に!

※ 酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転）で検挙された者は、これまでどおり「違反者」となります。

令和6年11月1日 道路交通法改正により、**自転車の酒気帯び運転**に新しく罰則が整備されました。
→これに伴い、
飲酒運転撲滅条例が改正!



条例上の自転車の酒気帯び運転による違反者・準違反者の定義



自転車の
酒気帯び運転

検挙の基準値※
を上回る場合

検 挙

違反者

検挙の基準値※
に満たない場合

警 告
(検挙なし)

準違反者

※ 呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上

条例では、**自転車の酒気帯び運転**で検挙された者(違反者)及び警告を受けた者(準違反者)は、自動車や原動機付自転車と同様、**アルコール依存症に関する診察や飲酒行動に関する指導**を受ける義務等の対象となります。(詳しくは裏面へ)



県HP (飲酒運転撲滅)

令和6年11月1日 飲酒運転撲滅条例改正！ どうなる??

道路交通法改正※に伴って、飲酒運転撲滅条例が改正されたいけど、**自転車の酒気帯び運転をすると、どうなるの？**



条例では、自転車の酒気帯び運転で**検挙**されると「**違反者**」、**警告**を受けると「**準違反者**」となり、自動車や原動機付自転車と同様、道交法の罰則のほか、「**アルコール依存症に関する診察**」や「**飲酒行動に関する指導**」などの**対象**になります！
詳しくは下のチャート図をご覧ください。

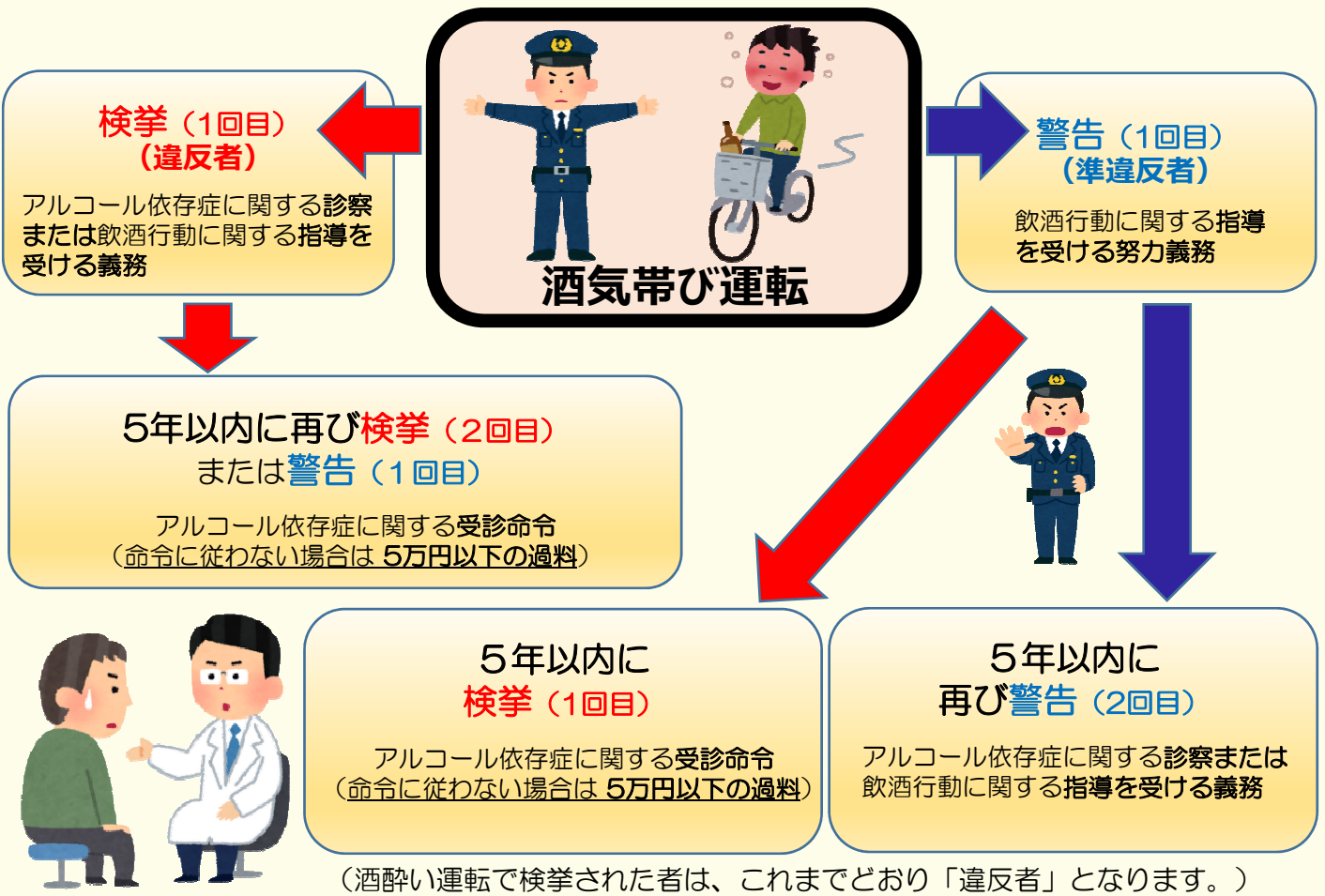


※ 道路交通法の改正 (R6.11.1)
自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。
(「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転」など)



県HP
(自転車の交通安全
(改正道交法等))

【チャート図 (自転車の酒気帯び運転で検挙・警告された場合)】



自転車は車両です。交通ルールを守りましょう！
飲酒運転は絶対に禁止です！



県HP (R6条例改正)

飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！そして、見逃さない！

問合せ先: 福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課
(交通事故をなくす福岡県県民運動本部事務局)

TEL: 092-643-3167
FAX: 092-643-3169